

「社会人の学び直しニーズ対応教育推進事業委託」契約書

支出負担行為担当官 文部科学省高等教育局長 ○○○○（以下「甲」という。）
と受託者○○○○（以下「乙」という。）は、「社会人の学び直しニーズ対応教育推進事業委託」（以下「委託業務」という。）について次のとおり契約を締結するものとする。

（事業の名称等）

第1条 甲は乙に対し、次のとおり業務の実施を委託する。

- （1）事業の名称 「○○○○○」
- （2）委託業務の内容及び経費 「業務計画書」のとおり

（委託業務の実施）

第2条 乙は、「業務計画書」に記載されたところに従って委託業務を行うものとする。
なお、当該計画が変更されたときも同様とする。

- 2 乙は、委託業務の実施に際しては甲が定めた「社会人の学び直しニーズ対応教育推進事業委託」実施要領を遵守して行うものとする。

（委託費の額）

第3条 甲は、乙に対し、○○○円の範囲内において委託業務の実施に要する費用（以下「委託費」という。）を負担するものとし、経費の配分は「業務計画書」に沿うものとする。

- 2 乙は、委託費を「業務計画書」に記載された経費の区分に従って使用するものとし、当該計画が変更されたときも同様とする。

（契約保証金）

第4条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号の規定により免除する。

（危険負担）

第5条 委託業務の実施に関して生じた損害は乙の負担とする。ただし、乙の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。

（第三者損害賠償）

第6条 乙は、委託業務の実施にあたり故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(再委託)

第7条 乙は、この委託業務の全部を第三者に委託してはならない。

- 2 乙は、この委託業務の一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）しようとする場合は、再委託先の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び金額（以下「再委託に関する事項」という。）が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、「業務計画書」に再委託に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲の承認があったものとする。
- 4 乙は、再委託の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて第2項の規定により再委託に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。ただし、再委託の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、再委託に関する事項を記載した書面の届出をもって代えるものとする。
- 5 乙は、再委託した業務に伴う再委託の相手方の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
- 6 乙は、甲が契約の適正な履行の確保のため再委託の履行体制の把握に必要な報告等を求めた場合にはこれに応じなければならない。

(再々委託の履行体制の把握)

第8条 乙は、前条の承認を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託（以下「再々委託」という。）が行われるときは、あらかじめ再々委託先の住所、氏名、再々委託を行なう業務の範囲（以下「履行体制に関する事項」という。）が記載された書面を甲に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、「業務計画書」に、履行体制に関する事項が記載されている場合は、本契約の締結をもって前項に規定する甲への提出があったものとする。
- 3 乙は、履行体制に関する事項の内容に変更が生じた場合は、甲に対し遅滞なく変更の届出を行わなければならない。

(帳簿記載等)

第9条 乙は、委託業務の経費に関する出納を明らかにするため、その経理についての帳簿を備え、支出額を費目別に区分して記載するとともに、その支出を証する書類を整理し、委託業務が完了した日から5年間保管するものとする。

(中間報告)

第10条 乙は、甲の要求があるときは、委託業務の遂行状況について、委託業務中間報告書を作成し、甲の指定する期日までに提出しなければならない。

(計画の変更等)

第11条 乙は、第33条に規定する場合を除き、「業務計画書」に記載された委託業務の内容又は経費の内訳を変更しようとする場合に、次の各号に該当する場合は、業務計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 「業務計画書」の「Ⅰ 委託業務の内容」に関する変更
 - (2) 「業務計画書」の「Ⅱ 委託業務 経費予定額」に関する変更で、費目と費目間で経費の流用を行うことにより、いずれかの費目の額が3割（その費目の3割に当たる額が50万円未満の場合は50万円）を超えて増減する場合
なお、甲は、承認をするときは条件を附することができる。
- 2 「業務計画書」の「Ⅱ 委託業務 経費予定額」に関する変更で、同じ費目内の種別と種別間で経費の流用を行うことにより、いずれかの種別の額が3割（その種別の3割に当たる額が50万円未満の場合は50万円）を超えて増減する場合は、事前に甲に連絡し、甲の了承を得るものとする。

(業務の廃止等)

- 第12条 乙は、委託業務を中止し又は廃止しようとするときは、その理由及びその後の措置を明らかにして甲に申請し、その承認を受けるものとする。
- 2 甲は、前項の承認をするときは条件を附することができる。

(委託業務完了(廃止)報告)

- 第13条 乙は、委託業務が完了し又は前条第1項の規定に基づき委託業務の廃止の承認を受けたときは、委託業務完了(廃止)報告書を作成し、完了又は廃止の承認の日から30日を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、甲に提出しなければならない。

(調査)

- 第14条 前条の規定に基づき乙から委託業務完了(廃止)報告書の提出を受けたときは、甲は、必要に応じ職員を派遣し、委託業務が契約の内容及びこれに附した条件に適合するものであるかどうかを調査するものとする。
- 2 甲は、前項に規定する場合のほか委託業務の実施状況及び委託費の使用状況について調査するため必要があると認めるときは、乙に対し報告をさせ又は甲の職員に当該委託業務に係る業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を調査させることができる。
 - 3 乙は、前2項の調査に協力しなければならない。

(額の確定)

- 第15条 甲は、第13条に規定する報告書の内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、乙に対し通知するものとする。
- 2 前項の確定額は、委託業務に要した実支出額に対して充当した委託費の額と第3条第1項に規定する委託費の額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払)

- 第16条 委託費は、額の確定後、次項以下に定めるところに従って支払うものとする。
- 2 委託費の支払いは、乙の請求に基づいて行うものとし、このため乙は請求書を甲に提出するものとする。
 - 3 甲は、適法な請求書を受理してから30日以内に委託費を支払うものとする。

- 甲は、同期間内に支払いを完了しない場合には政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する責を負うものとする。
- 4 乙は、委託業務の完了前に委託業務に必要な経費の支払いを受けようとするときは、支払計画書を甲に提出するものとし、甲は、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、第3条に規定する額の全部又は一部を概算払することができる。
 - 5 前項による甲が認めた概算払の支払は、乙の請求に基づいて行うものとし、このため乙は請求書を甲に提出するものとする。

(過払金の返還)

第17条 乙は、前条第4項によって既に支払いを受けた委託費が第15条第1項の額を超えるときは、甲の指示に従い、歳入徴収官文部科学省大臣官房会計課長の発行する納入告知書により、その超えた額を甲に返還するものとする。

(委託業務成果報告)

- 第18条 乙は、委託業務の完了の日又は廃止の承認の日から60日を経過した日又は翌会計年度の5月30日のいずれか早い日までに、委託業務成果報告書〇〇部を甲に提出するものとする。
- 2 乙は、前項の報告書に関する著作権については、甲に無償で譲渡するものとする。
 - 3 前項の規定により、著作権を乙から甲に譲渡するときは、当該著作物を乙が自ら創作した場合は、乙は、著作者人格権を行使しないものとし、当該著作物を乙以外の第三者が創作したときは、乙は、当該第三者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を講ずるものとする。

(資産の管理及び所有権の移転)

- 第19条 乙は、委託業務を実施するため委託費により取得した設備備品等を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。
- 2 乙は、前項の場合にはその設備備品等には委託業務により取得したものである旨の表示をしなければならない。
 - 3 乙は、本契約に係る委託業務の最終年度における委託費の額の確定後、甲の指示するところにより、設備備品等の所有権を甲又は甲の指示する者に移転するものとする。ただし、甲は、本契約に係る委託業務の最終年度における委託費の額の確定前においても設備備品等の所有権を甲又は甲の指示する者に移転させることができる。

(知的財産権の範囲)

- 第20条 委託業務の実施によって得た委託業務上の成果にかかる「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）

に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権等」と総称する。）

- (2) 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権等を受ける権利」と総称する。）
 - (3) 著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定するすべての権利並びに外国における上記各権利に相当する権利（以下「著作権」という。）
 - (4) 前3号に掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利
- 2 本契約において、「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出という。
- 3 本契約において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利に基づき著作権を利用する行為並びにノウハウの使用をいう。

(知的財産権の帰属)

第21条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを書面で甲に届け出たときは、委託業務の実施にかかる知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

- (1) 乙は、委託業務の実施にかかる発明等を行ったときは、遅延なく、第23条の規定に基づいて、その旨を甲に報告しなければならない。
 - (2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。
 - (3) 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾しなければならない。
- 2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しないときは、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。

- 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず第1項各号の規定のいずれかを満たしておらず、さらに満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認めるときは、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(成果の利用行為)

- 第22条 乙は第21条第1項の規定にかかわらず、委託事業により納入された著作権物について、甲による当該著作権物の利用に必要な範囲において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。
- 2 乙は、甲及び第三者による実施について、著作人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外のものであるときは当該著作者が著作人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
 - 3 乙は、委託業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託業務による成果である旨を明記するものとする。

(知的財産権の報告)

- 第23条 乙は、委託業務の実施にかかる産業財産権等の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に産業財産権等出願通知書を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項にかかる国内の特許出願、実用新案登録出願、及び意匠登録出願を行うときは、当該出願書類に国の委託にかかる成果の出願である旨の表示をしなければならない。
 - 3 乙は、第1項にかかる産業財産権等の出願に関して設定の登録等を受けたときは、設定の登録等の日から60日以内に産業財産権等通知書を甲に提出しなければならない。
 - 4 乙は、委託業務により作成し、甲に納入する著作物については当該著作物の納入後60日以内に著作物通知書を甲に提出しなければならない。
 - 5 乙は、委託業務の実施にかかる知的財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したときは、知的財産権実施届出書を遅延なく甲に提出しなければならない。
 - 6 乙は本委託の成果に係る産業財産権以外の知的財産権について、甲の求めに応じて自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により報告しなくてはならない。

(知的財産権の譲渡)

- 第24条 乙は、委託業務の実施にかかる知的財産権を甲以外の第三者に譲渡するときは、当該譲渡を行う前にその旨を甲に報告しなければならない。
- 2 前項による譲渡は、第21条、第22条、第23条、第25条、第26条及び第27条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

(知的財産権の実施許諾)

- 第25条 乙は、委託業務の実施にかかる知的財産権について、甲以外の第三者に実施を許諾するときは、第21条、第22条及び第27条並びに次項の規定の適用に支

障を与えないよう当該第三者に約させねばならない。

- 2 乙は、委託業務の実施にかかる知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権その他の日本国内において排他的に実施する権利を許諾する場合には、専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、承認を受けなければならない。ただし、委託業務の実施にかかる発明等により生産される物が日本国内において生産されることを当該第三者に約させたときは、この限りではない。

(知的財産権の放棄)

第 26 条 乙は、委託業務の実施にかかる知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、その旨を甲に報告しなければならない。

(ノウハウの指定)

第 27 条 甲及び乙は、第 20 条第 1 項第 5 号に規定するノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

- 2 前項の秘匿すべき期間は、委託業務の完了又は廃止の日の属する会計年度の翌日から起算して 5 年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲、乙協議の上、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。

(知的財産権若しくはノウハウの封印)

第 28 条 乙は、委託業務を実施するにあたり、既に乙において保有する産業財産権等を受ける権利若しくはノウハウがある場合で、委託業務の結果生ずる産業財産権等を受ける権利等と複合する場合については、同事項の保全措置として本契約締結後 60 日以内に甲に資料の提出を行い、書面により封印事項を記録化し、甲又は甲の指定する者及び乙の両者により封印を行うものとする。

(知的財産権の管理)

第 29 条 甲は、第 21 条第 2 項の規定により乙から本委託の成果に係る産業財産権等を譲り受けたときは、乙に対し、乙が既に負担した当該産業財産権等の出願又は申請、審査請求及び権利の成立にかかる登録までに必要な手続きに要した全ての費用を負担するものとする。

- 2 甲は、第 21 条第 2 項の規定により乙から産業財産権等を受ける権利を譲り受けたときは、乙は、産業財産権等の出願又は申請から権利の成立にかかる登録までに必要な手続きを甲の承諾を得て甲の名義により行うものとし、当該手続きにかかる産業財産権等の登録が行われなかったときは、当該手続きに要した全ての費用を乙の負担とするものとする。

(職務発明規程の整備)

第 30 条 乙は、本契約の締結後、速やかに教職員又は役員（以下「教職員等」という。）が行った発明等が委託業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその教職員等の職務に属するときは、その発明等にかかる知的財産権が乙に帰属する旨の契約をその教職員等と締結し又はその旨を規定

する職務規程を定めなければならない。ただし、上記の規定が既に整備されているときは、この限りではない。

(秘密等の保持)

第31条 乙は、委託業務の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。

2 乙は、委託業務によって得た個人情報を第三者に提供、漏洩し、又は業務の範囲を超えて使用し、複製し、若しくは改変してはならない。

(委託業務の遂行不可能な場合の措置)

第32条 甲、乙いずれの責にも帰することのできない事由により委託業務を実施することが不可能又は困難となったときは、甲、乙協議してこの契約を解除し又は変更するものとする。

(契約不履行等)

第33条 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除し又は変更し、かつ既に支払った委託費の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 乙が、契約書に記載された条件に違反したとき
- (2) 乙が、この契約の締結にあたり不正の申立てをしたとき
- (3) 乙が、委託業務の実施にあたり不正又は不当な行為をしたとき

(談合等不正行為に係る違約金等)

第34条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1項の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第66条第4項の審決が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りではない。
 - 二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 三 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 乙はこの契約に関して、第1項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(相手方に対する通知発効の時期)

第35条 文書による通知は、甲から乙に対するものにあつては発信の日から、乙から甲に対するものにあつては、受信の日からそれぞれの効力を生ずる。

(代表者変更等の届出)

第36条 乙は、その代表者氏名又は住所を変更したときは、その旨を文面により甲に遅滞なく通知するものとする。

(その他の事項)

第37条 乙は、この契約に定める事項の他、甲が別に定める委託業務の実施に必要な事務手続き等に従わなければならない。

2 この契約に定めのない事項又はこの契約に定める事項について生じた疑義については、甲、乙協議して解決するものとする。

3 本契約に関する訴は、東京地方裁判所の管轄に属する。

4 委託契約に係る文書等は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づいて処理するものとする。

上記の契約の証として契約書2通を作成し、双方記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
支出負担行為担当官
文部科学省高等教育局長 ○○○○ 印

乙 所在地
名称
代表者名 印